

交野市水道局条件付一般競争入札に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、交野市水道局が発注する工事の請負契約、業務委託契約又は賃貸借契約に係る条件付一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、法令その他に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 本要綱の対象となる案件は、次のとおりとする。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が緊急に施行を要すると認めた案件、又は条件付一般競争入札により難しいと認めた案件については、この限りでない。

- (1) 設計金額130万円を超える管工事以外の建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事。）
- (2) 設計金額1,000万円以上の管工事
- (3) 設計金額50万円を超える委託業務のうち、建設コンサルタント業務及び土木施設維持管理（除草・清掃・伐採等）業務
- (4) 設計金額1,000万円以上の委託業務
- (5) 設計金額年額1,000万円以上の賃貸借契約
- (6) その他条件付一般競争入札によることが適切と認める業務

(入札参加資格)

第3条 条件付一般競争入札に係る入札参加資格は、案件ごとに、次に掲げる事項を考慮して定めるものとする。

- (1) 交野市入札参加資格者名簿への登録状況
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査数値又は交野市水道局競争入札事務取扱要綱第9条に規定する等級別格付
- (3) 当該案件と同種の履行実績
- (4) 技術的適正
- (5) 事業所の所在地
- (6) その他案件ごとの適正に応じて必要な事項

2 前項の入札参加資格を定めようとするときは、交野市水道局競争入札参加者選定等委員会（以下「委員会」という。）の審査を経るものとする。

(執行方法)

第4条 条件付一般競争入札においては、前条に定める入札参加資格を入札後に審査する方式（以下「事後審査型」という。）にて執行する。ただし、事後審査型により難しいと認める案件については、前条に定める入札参加資格を入札前に審査する方式（以下「事前審査型」とい

う。)にて執行する。

(入札参加の申出の手續等)

第5条 条件付一般競争入札による入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定による公告(以下「入札公告」という。)で定めるところにより、入札参加の申出をしなければならない。

(入札参加資格の審査)

第6条 第4条に定める入札参加資格の審査については、委員会委員長の決裁を経て行うものとする。

2 事後審査型の案件については、開札の結果、落札候補者となった者について審査し、その結果を落札候補者に通知するものとする。

3 事前審査型の案件については、申出者について審査し、その結果を申出者に通知するものとする。この場合において、入札参加資格を認めなかった者には、その理由を付して通知するものとする。

(設計図書等)

第7条 設計図書等(図面・仕様書等)については、原則、市のホームページ又は交野市電子入札システム上で公開するものとする。ただし、実費販売を必要とするものについては、その旨を入札公告において明らかにするものとする。

(入札に参加できない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、条件付一般競争入札による入札に参加できないものとする。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当する者

(2) 交野市水道工事等指名停止・指名留保基準に基づく指名停止等の期間中の者

(3) 当該入札に関し、入札公告で定める期限までに第5条に規定する申出をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(4) その他管理者が入札に参加させることが適当でないと認める者

(共同企業体への適用)

第9条 この要綱は、共同企業体への発注工事についても適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。